

第十一條 六十五歳に達した日において次に掲げる期間を合算した期間が二十五年（旧国民年金法第七十六条の表の上欄に掲げる者にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする以下この条において同じ。）に満たない者（昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第二項に規定する者に限る。）が同日以後に第五条第一項の規定により旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間とみなされた期間を有したことにより、次に掲げる期間を合算した期間が二十五年以上となつたときは、昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第三十二条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に旧国民年金法による老齢年金を支給する。

一 旧保険料納付済期間（第五条第一項又は他の法令の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）

二 第一号被保険者又は国民年金法第七条第二項第三号に規定する第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る新保険料納付済期間（第五条第一項の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）

三 旧保険料免除期間（他の法令の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を含む。）

第十二条 昭和六十年法律第三十四号附則第三十五条第一項の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を超えないものが第五条第一項の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間（他の法令の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を含む。）とを合算した期間が同表の下欄に掲げる期間を超えないものが第五条第一項の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を有したことにより、旧保険料納付済期間（同項又は他の法令の規定により旧

保険料納付済期間とみなされた期間を含む。以下この条において同じ。)と旧保険料免除期間(他の法令の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を含む。)とを合算した期間が同表の下欄に掲げる期間を超えて、かつ、旧保険料納付済期間が一年以上であるときは、昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十八条第一項に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に旧国民年金法による老齢年金を支給する。

第十三条 昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第一項の表の上欄に掲げる者であつて、旧保険料納付済期間(他の法令の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を含む。)と旧保険料免除期間(他の法令の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を含む。)とを合算した期間が同表の下欄に掲げる期間を超えないものと第五条第一項の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を有したことにより、旧保険料納付済期間(同項又は他の法令の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を含む。)とを合算した期間が同表の下欄に掲げる期間を超えて、かつ、旧保険料納付済期間が一年未満であるときは、昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第一項に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に旧国民年金法による老齢年金を支給する。

第十四条 旧共済組合員期間は、第十一条の規定の適用については、旧保険料免除期間とみなす。ただし、旧保険料納付済期間(他の法令の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を含む。)と旧保険料免除期間(他の法令の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を含む。)とを合算した期間が同表の下欄に掲げる期間を超えて、かつ、旧保険料納付済期間が一年以上であり、かつ、旧国民年金法による老齢年金(老齢福祉年金を除く。)又は通算老齢年金の受給資格期間を満たしていない場合に限る。

2 前項の規定に該当することにより支給する第十二条の規定による老齢年金は、旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金とみなす。
（旧国民年金法による通算老齢年金等の失権の特例）

第十五条 旧国民年金法による通算老齢年金の受給権は、その受給権者が第十一條から第十三条までの規定による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

2 旧国民年金法第七十九条の二第一項の規定による老齢年金及び旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金の受給権は、その受給権者が第十一條又は第十二条の規定による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

（年金額の改定の特例）

第十六条 国民年金法による老齢基礎年金若しくは同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金又は旧国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）若しくは通算老齢年金若しくは旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金（第二十一条第一項第三号において「既裁定老齢年金」という。）の受給権者が、第五条第一項の規定により旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間とみなされた期間を有したときは、居住日の属する月の翌月から、年金額の改定（被害者の子及び孫に係る年金額の改定の特例）

第十七条 国民年金法による老齢基礎年金の受給権者が、第七条第一項の規定により旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有したときは、免除対象居住日から起算して一年を経過した日の属する月の翌月から、年金額の改定を請求する。

2 国民年金法による老齢基礎年金の受給権者が、第八条第三項の規定により旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間とみなされた期間を有したときは、厚生労働大臣に対し、年金額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、直近の同項の請求を行つた日から起算して一年を経過した日後でなければ行なうこと�이できない。ただし、第七条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間の全部につき第八条第一項の規定による納付が行われたとき、又は同一項の規定による納付が行われたとき、又は同一項の規定による納付の期限が経過したときは、この限りでない。

| 第十九条 | | 第一項各号 | 第一項各号 | 第一項各号 |
|------|---|--|--------------------|--------------------|
| 構 | 構 | 北朝鮮當局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（以下「施行令」といふ。）第十九条第一項 | 日本年金機構（以下「機構」という。） | 日本年金機構（以下「機構」といふ。） |

援一時金から控除し、当該被害者の子に代わって当該保険料を納付するものとする。

(省令への委任)

第二十八条 この政令で定めるもののほか、国民年金の特例の実施、特別給付金の支給及び追納支援一時金の支給のため必要な手続その他の事項は、内閣府令又は厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年一月一日から施行する。

(対象期間の適用の特例)

第二条 平成十四年十二月三十一日において既に帰国し本邦に住所を有する帰国した被害者(次項に規定する者を除く。)について、第一条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「帰国し最初に本邦に住所を有するに至った日」とあるのは、「平成十五年一月一日」とする。

第三条 平成十四年十二月三十一日において国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保險者又は同項第三号に規定する第三号被保險者である帰国した被害者について、第一条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「帰国し最初に本邦に住所を有するに至った日」とあるのは、「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七条第一項第二号又は第三号のいずれかに該当するに至った日」とする。

第四条 平成十四年十二月三十一日前に帰国し、同日において既に本邦に住所を有さない帰国した被害者について、第一条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「帰国し最初に本邦に住所を有するに至った日」とあるのは、「平成十五年一月一日以後最初に本邦に住所を有するに至った日」とする。

附 則

(平成一七年三月二五日政令第七五号)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成一九年三月三〇日政令第一〇号)抄

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

(平成二一年三月三一日政令第九三号)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

(平成二一年三月三一日政令第九八号)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

(平成二一年三月二八日政令第八八号)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則

(平成二三年三月三一日政令第一〇八号)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則

(平成二三年三月三一日政令第一〇八号)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則

(平成二四年三月二八日政令第六一一号)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則

(平成二四年三月二八日政令第六九号)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則

(平成二五年三月二五日政令第七九号)

第一条 この政令は、平成二十五年三月一日から施行する。

附 則

(平成二六年三月三一日政令第一一〇号)

第一条 この政令は、平成二十六年三月一日から施行する。

附 則

(平成二六年三月三一日政令第一一〇号)

第一条 この政令は、平成二十六年三月一日から施行する。

附 則

(平成二六年三月三一日政令第一一〇号)

第一条 この政令は、平成二十六年三月一日から施行する。

附 則

(平成二七年三月三〇日政令第八六号)

第一条 この政令は、平成二七年三月三〇日から施行する。

第一条 この政令は、平成三十七年十月一日から施行する。

附 則

(平成三二年三月三一日政令第一八号)

第一条 この政令は、平成三十七年十月一日から施行する。

附 則

(平成三二年三月三一日政令第一八号)

第一条 この政令は、平成三十七年十月一日から施行する。

附 則

(平成三三年三月三一日政令第一二八号)

第一条 この政令は、平成三十七年十月一日から施行する。

附 則

(平成三三年三月三一日政令第一二八号)

第一条 この政令は、平成三十七年十月一日から施行する。

附 則

(平成三四年三月三一日政令第一二九号)

第一条 この政令は、平成三十七年十月一日から施行する。

附 則

(平成三四年三月三一日政令第一二九号)

第一条 この政令は、平成三十七年十月一日から施行する。

附 則

(平成三五年三月三一日政令第一二九号)

第一条 この政令は、平成三十七年十月一日から施行する。

附 則

(平成三六年三月三一日政令第一二九号)

第一条 この政令は、平成三十七年十月一日から施行する。

附 則

(平成三六年三月三一日政令第一二九号)

第一条 この政令は、平成三十七年十月一日から施行する。

附 則

(平成三七年三月三一日政令第一二九号)

第一条 この政令は、平成三十七年十月一日から施行する。

附 則

(平成三七年三月三一日政令第一二九号)

第一条 この政令は、平成三十七年十月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成三十九年四月一日から施行する。

附 則

(平成三九年三月三〇日政令第一一五号)

第一条 この政令は、平成三十九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成三十九年七月二八日から施行する。

附 則

(平成三九年七月二八日政令第一一四号)

第一条 この政令は、平成三十九年七月二八日から施行する。

第十五条 第二十四条の規定による改正後の北朝鮮拉致被害者支援法施行令第九条第六項の規定は、施行日の前日において、第二十四条の規定による改正前の北朝鮮拉致被害者支援法施行令第九条第二項の規定による老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 第二条及び第四条の規定、第六条の規定
(厚生年金保険法施行令第三条の五の二第一項及び第三条の十三の二の改正規定に限る。)
、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第二十七条规定及び第三十一条の規定、第三十三条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)並びに第三十五条及び第四十二条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十四条、第十六条及び第十八条の規定 令和五年四月一日

附 則（令和三年八月六日政令第二二九）
第三条 この政令の施行の日（附則第五条及び第六条において「施行日」という。）前に北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に規定する被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至つた場合における同法第十五条の二第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお從前の例による。

本邦に住所を有するに至った場合における同法
第十一條の二第一項の規定により支給する特別
給付金の額については、なお従前の例による。
附 則（令和三年三月三一日政令第一〇〇
号）
抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行
する。

(北朝鮮拉致被害者支援法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の日（附則第五条及び第六条において「施行日」という。）前に北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第二百四十三号）第二条第一項第一号に規定する被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至つた場合における同法第十一條の二第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月二九日政令第一二七号抄）

第三条 この政令の施行の日（附則第五条において「施行日」という。）前に北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第二百四十三号）第二条第一項第一号に規定する被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至った場合における同法第十一条の二第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお從前の例による。

被害者支援法施行令第九条第二項の規定による
老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算し
て六年を経過していない者について適用する。
**附 則（令和四年三月二十五日政令第一一
五号）抄**
第一条 （施行期日）
この政令は、令和四年四月一日から施行
する。

| | |
|---------|-------|
| 昭和六十一年度 | ○・三三九 |
| 昭和六十二年度 | ○・三三一 |
| 昭和六十三年度 | ○・三三〇 |
| 平成元年度 | ○・二九一 |
| 平成二年度 | ○・二五二 |
| 平成三年度 | ○・二一二 |
| 平成四年度 | ○・一六九 |
| 平成五年度 | ○・一九三 |
| 平成六年度 | ○・一七八 |
| 平成七年度 | ○・一六八 |
| 平成八年度 | ○・一四八 |
| 平成九年度 | ○・一四一 |
| 平成十年度 | ○・一四一 |
| 平成十一年度 | ○・一四一 |
| 平成十二年度 | ○・一四一 |
| 平成十三年度 | ○・一四一 |
| 平成十四年度 | ○・一四一 |
| 平成十五年度 | ○・一四一 |
| 平成十六年度 | ○・一四一 |
| 平成十七年度 | ○・一四一 |
| 平成十八年度 | ○・一三七 |
| 平成十九年度 | ○・一三七 |
| 平成二十年度 | ○・一三七 |
| 平成二十一年度 | ○・一三七 |
| 平成二十二年度 | ○・一三七 |
| 平成二十三年度 | ○・一三七 |
| 平成二十四年度 | ○・一三七 |
| 平成二十五年度 | ○・一三七 |
| 平成二十六年度 | ○・一三七 |
| 平成二十七年度 | ○・一三七 |
| 平成二十八年度 | ○・一三七 |
| 平成二十九年度 | ○・一三七 |
| 平成三十年度 | ○・一三七 |
| 令和元年度 | ○・一三七 |